

令和7年度植樹活動支援事業実施概要

第1 事業目的

企業局が行う地域貢献活動の一環として、岩手県内の水源涵養の促進及び環境保全活動への取組に対する支援を行うことを目的とする。

第2 支援対象事業

(1) 一般支援事業

水源涵養の促進及び環境保全活動に資する植樹活動。ただし、景観保全を目的とする事業、公園施設等整備事業並びに街路樹及び花壇等の整備事業等を除く。

(2) 特別支援事業

次のアからウまでのいずれかに該当するもの。

ア 一般支援事業に該当するものであって、重点的な支援を行うことが必要と認められるもの

イ 一般支援事業に準ずるものであって、企業局の業務に密接に関連し、地域貢献に資すると認められるもの

ウ 大規模災害に係る復興支援に資すると認められるもの

第3 支援内容及び方法

(1) 一般支援事業

植樹活動に必要な苗木を中心に、1団体あたり20万円を限度として、別表1に掲げる苗木等の現物による支援を行う。

なお、支援対象となる組合せ及び支援額は別表2のとおりとする。

(2) 特別支援事業

一般支援事業に準ずるものとするが、支援対象及び支援額は予算の範囲内で個別に調整するものとする。

第4 支援対象団体

岩手県内の地方自治体、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人及び民間団体等（実行委員会等その他任意の団体を含む）。

第5 支援事業実施手続

(1) 事業採択関係

ア 支援希望団体は、「令和7年度植樹活動支援事業活用希望調書」を企業局長に提出する。

（提出期限 令和7年3月13日（木））

イ 企業局長は、事業計画等の審査を行い、予算の範囲内で支援の可否及び支援予定額を支援希望団体に内示する。

（通知予定 令和7年3月下旬）

(2) 事業実施関係

支援に係る手続の流れについては、別紙フロー図による。

第6 支援対象期間

令和7年4月10日～令和8年3月10日までに実施する植樹活動を対象とする。

第7 その他

- (1) 本事業は、他の助成金の交付対象となっている事業についても、適用できるものとする。
- (2) 企業局長は、支援希望団体に対して苗木等の検収を依頼することがある。
- (3) 申請者多数の場合は、予算の範囲内において植樹本数の多い事業等を優先して順に採択するものとする。
- (4) 植樹場所付近の目に付きやすい位置に銘板等を設置し、企業局から苗木等の提供を受けたものである旨を表示すること（看板・支柱等、任意の仕様で可）。
- (5) 事業内容等が変更となる場合、担当まで速やかに連絡すること。
- (6) 原則、岩手県内の事業者から苗木等を購入すること。ただし、岩手県内で購入することができない正当な理由がある場合は、その理由を「令和7年度植樹活動支援事業活用希望調書」及び「支援申請書」に明記すること。

別表1

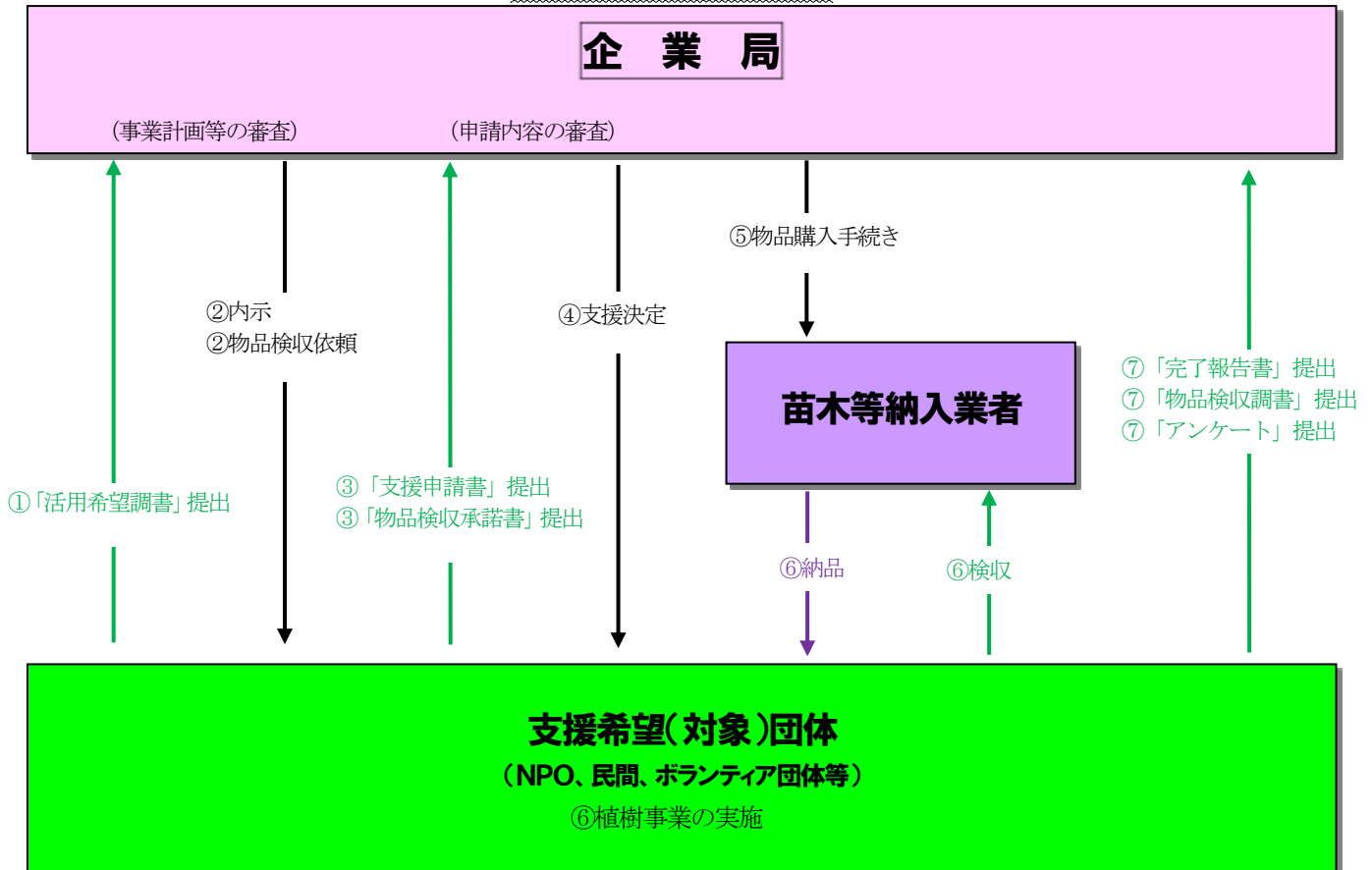
項目	支援を認めるもの	支援を認めないもの
苗木	右記以外の苗木	庭木類、草花類、収穫を目的とした果樹類
資材	添え木、苗木保護材、肥料、銘板、防護柵（防護網）等	左記以外のもの（縄、スコップ、鍬、作業着、軍手、長靴等）
その他		苗木保管料、運送料、弁当類、人件費、報償費、旅費、賃借料等

別表2

区分	支援額等
① 苗木のみ	20万円以内
② 苗木と資材	合わせて20万円以内 ただし、苗木分の割合は2分の1以上であること
③ 資材のみ	支援対象外

※ 特別支援事業の場合の支援額と苗木等の割合は、上記表に準ずる。

植樹活動支援事業の流れ



【支援事業実施手続き】

○ 事業採択関係

① 活用希望調査 提出期限：令和7年3月13日（木）

（支援希望団体は、「令和7年度植樹活動支援事業活用希望調査書」を企業局長に提出）

② 内示及び物品検収の依頼 （3月下旬）

（企業局長は、事業計画等の審査を行い、支援の可否及び支援予定額を支援希望団体に内示し、必要に応じて、物品検収を支援希望団体に委託）

○ 事業実施関係

③ 支援申請 提出期限：植樹活動実施1ヶ月前

（内示を受けた支援希望団体は、「支援申請書」及び「物品検収承諾書」を企業局長に提出）

④ 支援決定

（企業局長は、支援内容を決定し、支援希望団体に通知）

⑤ 物品購入手続き

（企業局長は、支援申請のあった苗木等を苗木等納入業者に直接発注）

⑥ 植樹事業の実施、物品検収

（支援希望団体は、苗木等を検収し、植樹事業を実施）

⑦ 事業完了報告 提出期限：植樹活動実施後2週間以内

（支援希望団体は、「事業完了報告書」、「物品検収調書」及び「アンケート」を企業局長に提出）